

令和7年4月1日から新制度に移行！

地域計画を策定しました

地域計画とは？

地域計画とは概ね10年後を見据えた地域農業の設計図です。計画は大きく以下の2つから構成されています。

1. 地域農業の将来の在り方（計画本文）
2. 農地1筆ごとに農地の担い手を示した地図（目標地図）

計画本文では、主に以下のことについて定めます。

- ・地域の農業をどのように維持・発展させていくか
- ・地域の農地をだれが利用し、どのようにまとめていくか

地域の農地を残すため、地域の農業が続いていくため、今のうちに、将来の耕作者を特定します。また、その耕作者が農業経営しやすくなるように、農地の集積集約化等、地域一体となって取り組む内容を決めておくものです。



関連する主な手続き

農地の貸し借り

地域計画の策定により、これまでの農用地利用集積計画による「利用権設定」は廃止され、原則、中間管理事業による手続となります。



農用区域からの除外

農振除外をする場合は、当該農地を地域計画の区域からあらかじめ除外しておく必要があります。

農用地利用計画変更申出書の提出時に、地域計画変更申出書を一緒に農政企画課へご提出ください。

※農振除外と地域計画変更の手続きは並行して行うため、基本的に農振除外の手続きの期間に変更はありません。

農地の転用

農地の転用をする場合は、当該農地を地域計画の区域からあらかじめ除外しておく必要があります。

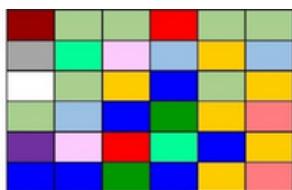
農業委員会等の関係機関に農地転用見込みや関係法令の確認後、地域計画変更申出書を農政企画課へご提出ください。

地域計画の変更の詳細は裏面へ

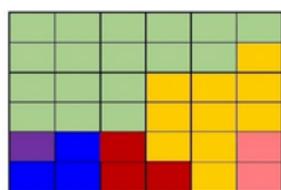
目標地図とは？

農地1筆ごとに概ね10年後の将来の耕作者を特定し、地図上に示したものです。

農業を担う者等の経営効率が向上していけるように、可能な限り農地を集積・集約化した地図を作成しています。



現状地図（農地が分散）



目標地図（農地が集約化）

地域計画の策定・変更プロセス

計画は以下のプロセスを経て策定または変更されます。

協議の場
（地域の話し合い）

関係者へ
意見聴取

計画案の
公告

計画の
策定・公告

地域計画の変更

詳細は豊田市HPを
ご確認ください→



農業上の利用

※事後の変更が可能です

地域の農業の将来の在り方等の変更

例：担い手への農用地の集積に関する目標等の変更
地域が一体となって取り組む内容の変更

地域の話し合いで変更

変更すべき内容がある場合は、農政企画課まで
ご相談ください。

農業を担う者の変更

例：新たな担い手などを目標地図に位置づけ
現在の担い手から別な担い手への変更

利用権設定申出書の提出が必要

受付：随時
目標地図と異なる方が利用権設定を受ける場合
は、利用権設定後に地域計画を変更します。

その他（軽微な変更）

例：地域の名称や地番、相続等により生じた変更
その他、実質的な変更を伴わない変更

随時変更（変更プロセスの一部省略可能）

変更すべき内容がある場合は、農政企画課まで
ご相談ください。

農業外の利用

※事前の変更が必要です

地域計画区域からの除外

例：農振農用地区域からの除外（農振除外）
農地の転用
※一時転用の場合は変更は不要です

地域計画変更申出書の提出が必要

受付：2・5・8・11月の月初めの3日間
（土・日・祝日を除く）

【農振除外の場合】

農用地利用計画変更申出書の提出時に、地域
計画変更申出書を一緒にご提出ください。

【農振除外を伴わない農地転用の場合】

関係機関に農地転用見込みや関係法令の確認
後、地域計画変更申出書をご提出ください。

地域計画区域からの除外に伴う手続きの流れ

	0ヶ月	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月
地域計画変更	事前相談	申出受付 協議の場での話し合い 関係機関への意見聴取 等		変更案の公告 変更公告			
農振除外	事前相談	申出受付	各種手続き			公告・縦覧	最終公告
農地転用	農振農用地区域内の 農地の場合					申請受付 審査等	許可
	農振農用地区域外の 農地の場合				申請受付 審査等	許可	

※上記は標準的な手続きの流れを示したものです。案件の内容によっては手続き期間が長くなる場合があります。